# 平成２１年版　自主点検表（指定特定福祉用具販売事業）

| 主　眼　事　項 | 着　眼　点 | 根拠法令 | 確認書類等 | 確認結果 |
|---|---|---|---|---|
| 第１基本方針 | 特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても､その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。 | 法第73条第1項<br>平11厚令37第207 条 | | |
| | ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。<br>・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。<br>（特に留意すべき点）<br>料金、損害賠償、勤務体制、衛生管理、福祉用具の返品・交換及び調整 | | ・概況説明<br>※定款、寄附行為等<br>※運営規程<br>・パンフレット等 | |
| 第２人員に関する基準<br>１　専門相談員の員数 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。 | 法第74 条第1項<br>平11 厚令37第208 条第1 項 | | |
| | 常勤換算方法：（総従業者の１週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は、32時間を基本とする。)）<br>勤務延時間数：サービス提供、準備、待機時間を含む | | ・職員勤務表<br>・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 | |
| | なお、指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、 | 平11 厚令37第208 条第2項 | | |

| | (1)基準を満たしているものとみなして差し支えない。<br>①指定介護予防福祉用具貸与事業者<br>②指定特定介護予防福祉用具販売事業者<br>③指定福祉用具貸与事業者 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2 管理者 | 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。<br>ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。<br><br>常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。<br>なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。<br>専ら：サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。常勤・非常勤の別は問わない。<br>サービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう。<br><br>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。 | 平11厚令37第209条 | ・職員勤務表 | |
| 第３設備に関する基準 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。<br>なお、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉 | 法第74条第2項<br>平11厚令37第210条第1項<br><br>平11厚令37第210条第2項 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)の基準を満たしているものとみなして差し支えない。<br><br>{設備については全て現場確認}<br><br>・購入申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 | | ※運営規程<br>※事業所の平面図<br>・設備、備品台帳 | |
| 第４運営に関する基準<br>１　内容及び手続の説明及び同意 | (1)　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。<br><br>(2)　文書はわかりやすいものとなっているか。<br><br>・重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。<br>・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。<br>・利用申込者の同意はどのように得ているか。 | 法第74条第2項<br>平11厚令37第216条準用（第8条）<br><br>準用(平11老企25第3の1の3(1)) | ※運営規程<br>・説明文書<br>・利用申込書<br>・同意に関する記録 | |
| ２　提供拒否の禁止 | 指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んではいないか。<br>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。<br><br>提供を拒むことのできる正当な理由とは<br>①事業所の現員では対応しきれない。<br>②利用申込者の居住地が実施地域外である。<br>③適切な福祉用具販売を提供することが困難である。 | 平11厚令37第216条<br>準用(第9条)<br>準用(平11老企25第3の1の3(2)) | | |
| ３　サービス提供困難時の対応 | 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特 | 平11厚令37第216条準用(第10条) | ・利用申込受付簿 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。<br><br>・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。<br>・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 | | ・サービス提供依頼書<br>・連絡、紹介に関する記録 | |
| 4 受給資格等の確認 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか<br><br>・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。<br>①被保険者資格<br>②要介護認定の有無<br>③要介護認定の有効期間 | 平11厚令37第216条準用(第11条第1項) | ※サービス提供票<br>・利用者に関する記録 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供するように努めているか。<br><br>・認定審査会意見が記載されている場合は、どのように配慮しているか。 | 平11厚令37第216条準用(第11条第2項)<br>(法第73条2項) | | |
| 5 要介護認定の申請に係る援助 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。<br><br>・必要な援助とは<br>①要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。<br>②利用申込者の意思を踏まえ、代行申請を行うか申請を促す。 | 平11厚令37第216条準用( 第12条第1項) | ・利用者に関する記録 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30 日前にはなされるよう必要な援助を行っているか。<br><br>・更新の申請は有効期間が終了する60 日前から遅くとも30 日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか | 平11 厚令37第216 条準用（第12 条第2項） | | |
| ６ 心身の状況等の把握 | 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。<br><br>・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。 | 平11 厚令37第205条準用（第13条） | ・利用者に関する記録<br>(※居宅支援経過)<br>(※ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の要点)<br>(※ ｻｰﾋﾞｽ担当者に対する照会(依頼)内容) | |
| ７ 居宅介護支援事業者等との連携 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。<br><br>・貸与を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 | 平11厚令37第216条準用（第14条第1項） | ・情報提供に関する記録 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。<br><br>・介護の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、居宅介護支援事業者、その他サービスを | 平11厚令37第216 条準用（第14条第2項） | ・指導に関する記録 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 提供者とどのように連携を図っているか。 | | | |
| ８ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しているか。 | 平11厚令37第216条準用(第16条) | ※居宅サービス計画書(1)(2)<br>※週間サービス計画表<br>※サービス提供票<br>・利用者に関する記録 | |
| ９ 居宅サービス計画等の変更の援助 | 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 | 平11厚令37第216条準用(第17条) | ※居宅サービス計画書(1)(2)<br>※サービス提供票（変更の確認）<br>・利用者に関する記録 | |
| 10 身分を証する書類の携行 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。<br><br>・身分を明らかにする書類､名札等を携行しているか。<br>・提示する旨をどのように指導しているか。<br>また、どのような方法で指導を行っているか。<br>（ いつ、誰が） | 平11厚令37第216条準用（第18条） | 実態確認<br>・就業規則<br>・業務マニュアル | |
| | (2) 証書等には、当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。<br><br>・事業所の名称、氏名が記載されているか。（写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。） | 準用(平11老企25第3の1の3(8)) | ・実物確認 | |
| 11 サービスの提供の記録 | 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。<br>また、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。<br><br>・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供開始日及び終了日並びに種目及 | 平11厚令37第211条 | ※サービス提供票、別表 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | び品名が記載されているか。<br>・その他必要な事項は記載されているか | | ※居宅ｻｰﾋﾞｽ計画<br>・業務日誌 | |
| 12 販売費用の額の受領 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（販売費用の額）の支払を受けているか。 | 平11厚令37第212条第1項 | | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、上記(1)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。<br>①通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費<br>②特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用<br>（特別な措置の具体例）<br>福祉用具の搬出入にクレーン車を使用する場合の当該措置に要する費用 | 平11厚令37第212条第2項 | ※重要事項説明書<br>※運営規程（実施区域の確認）<br>※領収証控<br>・車両運行日誌 | |
| | (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 平11厚令37第212条第3項 | ・説明文書<br>・利用申込書<br>・同意書 | |
| 13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付 | 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。<br><br>①当該指定特定福祉用具販売事業所の名称<br>②販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書<br>③領収書<br>④当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要<br><br>・適切に内容を記した書面を交付しているか。 | 平11厚令37第213条 | ※領収証控<br>・パンフレット等 | |
| 14 指定特定福祉用 | (1) 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽 | 平11厚令37第2 | ※居宅サービス計 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 具販売の基本取扱方針 | 減若しくは悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行なわれているか。 | 16条準用(第198条第1項) | 画書 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。 | 平11厚令37第216条準用(第198条第2項) | | |
| | (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 平11厚令37第216条準用(第198条第3項)<br>(法73条1項) | | |
| 15 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針 | (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか<br><br>・販売の提供は、専門相談員が自ら行っているか。<br>・個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。 | 平11厚令37第214条第1号 | ・使用説明書<br>・相談に関する記録<br>・同意に関する記録 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。<br><br>・点検は専門相談員が自ら行っているか | 平11厚令37第214条第2号 | ・点検に関する記録 | |
| | (3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。<br><br>・用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を交付し、説明を行っているか。 | 平11厚令37第214条第3号 | ・使用方法、使用上の留意事項等に関する記録<br>・取扱説明書 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。 | 平11厚令37第214条第4号 | | |
| | (5) 居宅サービス計画が作成されていない場合は、居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認しているか。 | 平11厚令37第214条第5号 | | |
| 16 利用者に関する市町村への通知 | 指定特定福祉用具販売事業者は、特定福祉用具を購入した利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。<br>①正当な理由なしに指定特定福祉用具の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。<br>②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 平11厚令37第216条準用(第26条) | ※市町村に送付した通知に係る記録 | |
| 17 管理者の責務 | (1) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 | 平11厚令37第216条準用(第52条第1項) | ・組織図・組織規程<br>※運営規程<br>・職務分担表 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平11厚令37第216条準用(第52条第2項) | ・業務報告書・業務日誌等 | |
| 18 運営規程 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。<br>①事業の目的及び運営の方針<br>②従業者の職種、員数及び職務内容<br>③営業日及び営業時間<br>④特定福祉用具の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額<br>⑤通常の事業の実施地域<br>⑥その他運営に関する重要事項 | 平11厚令37第216条準用(第200条) | | |
| | ・運営規程に上記①～⑥が記載されているか。 | | ※運営規程 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ・特定福祉用具選定の援助、納品及び使用方法の指導方法等が記載されているか。<br>・交通費等は徴収が認められている費用の額が記載されているか。 | | ・指定申請及び変更届（写） | |
| 19 勤務体制の確保等 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し、適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。<br><br>・従業者の勤務体制は、どのように定めているか。 | 平11厚令37第216条準用（第101条第1項） | ※就業規則<br>※運営規程<br>・雇用契約書 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。<br><br>・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。 | 準用(平11老企25第3の12(6)で準用する第3の11の3(8)②) | ※勤務表（原則として月ごと） | |
| | (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定福祉用具販売を提供しているか（ただし、利用者にサービスに直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。）<br><br>直接影響を及ぼさない業務：運搬等 | 平11厚令37第216条準用(第101条第2項) | | |
| 20 適切な研修の機会の確保 | 指定特定福祉用具販売事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか。<br><br>・研修はどのように受けさせているか。（福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。） | 平11厚令37第216条準用(第201条) | ・研修受講修了証明書等<br>・研修計画・出張命令書<br>・研修会資料 | |
| 21 福祉用具の取扱種目 | 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる | 平11厚令37第216条準用(第20 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようしているか。 | 2条) | | |
| 22 衛生管理等 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。<br><br>・従業者の清潔保持及び健康状態について、どのような管理を行っているか。 | 平11厚令37第216条準用(第31条第1項) | <br><br>・従業者の健康診断に関する記録 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。<br><br>・衛生的な管理はどのように努めているか。 | 平11厚令37第216条準用(第31条第2項) | | |
| 23 掲示及び目録の備え付け | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか<br><br>・重要事項を事業所の見えやすい場所に掲示しているか。<br>①記載事項、文字の大きさ、掲示方法等掲示物の確認<br>②記載事項は届出や実態と相違していないか。 | 平11厚令37第216条準用(第204条第1項) | <br><br>・実地確認 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの料金その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。 | 平11厚令37第216条準用(第204条第2項) | ・備え付けの目録等 | |
| 24 秘密保持等 | (1)指定特定福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。<br><br>・利用者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。 | 平11厚令37第216条準用(第33条第1項) | | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 平11厚令37第216 条準用(第33条第2項) | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。 | | ・就業時の取り決め等の記録 | |
| | (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によ り得ているか。 | 平11厚令37第216条準用（第33条第3項） | | |
| | ・個人情報を用いる場合、文書により利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされ、同意を得ているか。<br>・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 | | ・利用者（家族）の同意に関する記録<br>・実際に使用された文書等（会議資料等） | |
| 25 広告 | 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 平11厚令37第216条準用(第34条) | | |
| | ・誤解を与えるような表現、紛らわしい表現が使用されていないか。<br>・広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。 | | ・パンフレット等<br>・ポスター等<br>・広告 | |
| 26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 平11厚令37第216条準用（第35条） | | |
| 27 苦情処理 | (1)指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。<br>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 | 平11厚令37第216条準用(第36条第1項)<br>準用( 平11 老企25 第3の1の3(23)①) | ※運営規程<br>・掲示物 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ・苦情を相談する窓口があるか。また、苦情に対して速やかに対応しているか<br>・苦情処理体制、手続きが定められているか。<br>・利用者文書を交付して説明を行っているか。また掲示しているか。 | | ・説明文書<br>※苦情に関する記録 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業所は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平11厚令37第216条準用(第36条第2項) | | |
| | (3) 指定特定福祉用具販売事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 準用(平11老企25第3の1の3(23)②) | | |
| | (4) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。<br>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平11厚令37第216条準用(第36条第3項) | | |
| | ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。<br>・市町村が行う調査に協力しているか。 | | ・指導等に関する記録 | |
| | (5) 指定特定福祉用具販売事業所は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 平11厚令37第216条準用( 第36条第4項) | | |
| | (6) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176 条第1項第2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平11厚令37第216条準用(第36条第5項) | | |
| | ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。<br>・国保連が行う調査に協力しているか。 | | ・指導等に関する記録 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | (7) 指定特定福祉用具販売事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 平11厚令37第216条準用（第36条第6項） | | |
| 28 事故発生時の対応 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じているか。 | 平11厚令37第216条準用（第37条第1項） | | |
| | ・事故が発生した場合、相談する窓口があるか。<br>・事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡できる体制、手続きは定められているか。<br>（予め対応策を定めておくことが望ましい。）<br>・利用者に文書を交付して説明を行っているか。また、掲示しているか。 | | ※運営規程<br>・連絡マニュアル類<br>・説明文書<br>・掲示物<br>・事故に関する記録 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 平11厚令37第216 条準用（第37条第2項） | | |
| | (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 平11 厚令37第216条準用（第37条第3項） | | |
| | ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | | ・損害賠償に関する記録 | |
| | (4) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 準用(平11老企25第3の1の3(24)③) | ・事故再発防止に関する記録 | |
| 29 会計の区分 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売準用の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 平11厚令37第216条（第38条） | | |
| | ・事業所ごとの経理区分となっているか | | ・会計関係書類 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ・特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか | | | |
| | (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。<br><br>・指針に沿った会計処理となっているか | 平13老振18 | | |
| 31 記録の整備 | (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 平11厚令37第215条第1項 | ・職員名簿<br>・設備台帳<br>・備品台帳 | |
| | (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。<br>①基準第211条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録<br>②基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録<br>③基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録<br>④基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平11厚令37第215条第2項 | ・会計関係書類 | |
| | (「基準第26条」)<br>・利用者が正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。<br>・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | | ※居宅サービス計画書<br>※サービス提供証明書<br>※市町村への通知に係る記録 | |
| 第５変更の届出等 | 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令（平11厚令36第131条） で定める事項に変更があったとき、又は当該指定特定福祉用具販売事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第75条 | | |
| | ・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われている | | ※届出書類の控 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | か。<br>①事業所の名称及び所在地<br>②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所<br>③申請者の定款、寄附行為及びその登記簿の謄本又は条例等<br>④事業所の平面図及び設備の概要<br>⑤事業所の管理者の氏名、経歴及び住所<br>⑥運営規程<br>⑦当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項<br><br>・下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。<br>①廃止、休止又は再開した年月日<br>②廃止又は休止した場合にあっては、その理由<br>③廃止又は休止した場合にあっては、現に指定居宅サービスを受けていた者に対する措置<br>④休止した場合にあっては、休止の予定期間<br><br>（都道府県を移動する住所地の変更の場合は、移転前の都道府県への事業廃止届及び移転後の都道府県への新たな指定申請が必要となる。） | | ※定款<br>※寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等<br>※事業所の平面図<br>※運営規程<br>・職員名簿 | |
| 第６介護給付費の算定及び取扱い<br>１　特定福祉用具の種目 | 指定特定福祉用具販売の対象の福祉用具は以下のとおりとなっているか。<br><br>(1) 腰掛便座<br>次のいずれかに該当するものに限る。<br>① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの<br>② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの<br>③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの<br>④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)<br><br>(2) 特殊尿器<br>尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの | 平11厚告94 | | |

|  |  |  |  |
|---|---|---|---|
|  | (3) 入浴補助用具<br>入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するものに限る。<br>① 入浴用いす<br>座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。<br>② 浴槽用手すり<br>浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。<br>③ 浴槽内いす<br>浴槽内に置いて利用することができるものに限る。<br>④ 入浴台<br>浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。<br>⑤ 浴室内すのこ<br>浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。<br>⑥ 浴槽内すのこ<br>浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。<br>⑦ 入浴用介助ベルト<br><br>(4) 簡易浴槽<br>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの。<br>硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。<br><br>(5) 移動用リフトのつり具の部分<br>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。 |  |  |
| ２ 特定福祉用具の支給限度額 | 福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（4月から翌年3月まで）で10万円となっているか。<br>購入費支給は、同一年度で1種目1回となっているか。<br>（ただし、破損や介護の程度が著しく高くなった等の特別の事情があるとき、市町村が必要と認める場合には、同一種目について再度支給しても差し支えない。） | 平12厚告34 |  |